

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

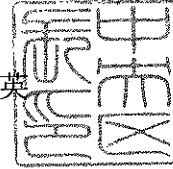
代表取締役 関川 泰子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月28日

中央区長 矢田 美英



記

1 収集する一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・持ちを除く。)

3 運搬先 区長の指定 処理施設  
特別区内の指定 引取場所

4 作業場所 中央区の区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から  
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、必要な許可を有する区内の指定引取場所に限る。

1 この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、区長に対して異議申立てをすることができます。

2 この許可については、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。